

# 第五次箕面市総合計画

## 基本構想（案）

箕 面 市

# 目次

## (基本構想)

### 第1章 総合計画策定の趣旨

- 第1節 総合計画策定の目的
- 第2節 総合計画の役割
- 第3節 総合計画の構成と期間
- 第4節 総合計画の進行管理

### 第2章 総合計画策定の背景

- 第1節 時代の潮流とまちづくりの課題
  - 1. 成熟社会の生活不安
  - 2. 労働格差と労働人口の減少
  - 3. 地球温暖化問題の深刻化
  - 4. 少子高齢化と人口減少
  - 5. 価値観の多様化と地域社会文化
  - 6. 地方分権の進展と地域経営
  - 7. 財政状況の深刻化と経営改革

#### 第2節 まちづくりの基本となる考え方

### 第3章 将来都市構想

- 第1節 将来都市像
- 第2節 将来人口

### 第4章 まちづくりの目標と基本方向

- 第1節 目標1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち
- 第2節 目標2 子どもたちの夢が育つまち
- 第3節 目標3 環境共生さがけのまち
- 第4節 目標4 「箕面らしさ」を活かすまち
- 第5節 目標5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

### 第5章 基本構想実現のために

- 第1節 参加と協働のまちづくりに関する方針
- 第2節 新たな地域経営に関する方針

# 第1章 総合計画策定の趣旨

## 第1節 総合計画策定の目的

箕面市では、1968年度(昭和43年度)を初年度とする「箕面市総合計画」を始めとして、これまで四次にわたる総合計画を策定し、これに沿って様々な施策や事業を展開しながら、都市基盤の整備や市民福祉の向上に努めてきました。

この間、高度情報化や国際化の進展をはじめ、少子高齢化とそれによる本格的な人口減少時代の到来、地球規模の環境問題への対応や市民ニーズの多様化など、社会や経済を取り巻く環境は変化を続けています。

また、地方自治体は、地方分権の進展によって自己決定・自己責任が高まる一方で、長引く景気低迷による財政状況の悪化など多くの課題を抱えています。本市の財政状況もまた厳しく、国の三位一体改革による税収減などに起因する恒久的な財源不足への対応や、基金に依存した財政構造の解消が求められるなかで、持続可能な魅力あるまちづくりを実現するための取組を進めているところです。

削除: いもであり

このような社会経済環境の変化を背景に、中長期的な視点に立ち、限られた行財政資源の中で効率的な行政運営を進めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主役という意識を持って、地域の課題を解決していくことが必要です。自治会をはじめとする地縁団体やNPOなどの各種団体、民間事業者などとも力を合わせた「協働のまちづくり」をさらに進め、自己決定・自己責任を基本とする自立をめざすことが求められています。

この「第五次箕面市総合計画」は、第四次でもうたわれていた「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」を継承しつつ、本市の将来を展望し、厳しい都市間競争の時代を生き抜いていくための新しい視点と発想を加えながら、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として策定するものです。

## 第2節 計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりの将来像や目標、それを実現するための基本方向などを明らかにしたもので、次のような役割を担っています。

### 1. まちづくりの指針

本市が、長期的な展望の下で、計画的・効率的な行財政運営を進めていくための基本指針であるとともに、市民・事業者などの様々な主体が協働によるまちづくりを進めていくために共有すべき指針としての役割も果たします。

## 2. 最上位計画としての指針

市のまちづくり、地域経営の最上位計画として、各種部門別計画を策定する際や市民がまちづくりに参加していく際の方向性を示す指針としての役割を果たします。

削除: 参画

## 3. 他の機関に尊重されるべき指針

国・府、事業者などが、本市に係る計画策定や事業を実施する際には、最大限尊重することが求められる指針としての役割を果たします。

## 第3節 計画の構成と期間

「第五次箕面市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」で構成します。

### 基本構想

すべての市民が共有する本市の将来都市像を定め、これを実現するためのまちづくりの目標と基本方向を示すもので、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

2011年度(平成23年度)を初年度とし、2020年度(平成32年度)を目標年度とする10年間を対象とします。

### 基本計画

基本構想で示された将来都市像を実現するために必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。また、計画期間内の達成目標を明らかにし、まちづくりにかかわるすべての主体者の役割分担やその達成に向けての取組を示します。

計画期間は、2020年度(平成32年度)を最終目標年度とし、10年後に到達すべき目標を定めた上で、中間点における目標値を設定するため、2011年度(平成23年度)から2015年度(平成27年度)までの5年間を前期基本計画として策定し、それまでの進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)までの5年間の後期基本計画を策定します。

## 計画の期間

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
(平成)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	基本構想【10年】										
基本計画	前期基本計画【5年】					後期基本計画【5年】					

## 第4節 計画の進行管理

総合計画を着実に推進するために、基本計画において示された目標値が達成できたかどうかを行政評価（政策評価・施策評価）によって明らかにしていきます。

削除: その進行管理については、

なお、基本計画には、目標値と政策別・施策別事業費を設定し、目標値については、毎年度その達成状況を踏まえてローリングをしていきます。

削除: することで行って

削除: 各年度の

また、総合計画の進行管理の確認や基本計画の内容を変更する際には、市民や学識経験者等の意見を聞く機会を設定し、聴取した意見を施策に反映させるなど、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

削除: 機会をつくっていく

## 第2章 総合計画策定の背景

### 第1節 時代の潮流とまちづくりの課題

#### 1. 成熟社会の生活不安

経済的な発展によって生活水準は向上し、私たちの暮らしは豊かになりました。社会が成熟するのに伴い、生活の質がより重視されるようになりますが、医療費負担の増加、年金問題や雇用情勢の悪化など将来の不確実性や、都市環境の悪化、防災力・防犯力の低下など社会が複雑化・高度化するとともに増大するリスクに対する不安が広がり、また、食品偽装や悪質商法などの頻発によって、食や消費生活の安全性への関心が高まっています。本市には、そうした市民生活の諸側面にかかわる不安に対処するとともに、災害に対する危機管理体制の充実を図ることや、関係機関と連携し、地域における見守りや防犯力を高める取組も求められています。

#### 2. 労働格差と労働人口の減少

1990年代半ば以降、非正規雇用比率が大きく上昇し、所得・労働条件の格差拡大などが社会問題となる中、2008年の金融危機以降、製造現場における派遣従業員など非正規労働者の削減が行われ、雇用のあり方そのものが問われるようになりました。その一方で、今後人口減少の進行によって労働人口が減少し、専業主婦や高齢者の労働参加、外国人労働者の受入れなどが進んでいくと予想されています。このような中、本市には、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備や、行政と市民との協働事業の推進など市内での多様な就業機会が拡充される取組、フリーター・ニート等若年者への支援などが求められています。

#### 3. 地球温暖化問題の深刻化

地球温暖化が進むと、異常気象の増加や食糧問題の深刻化など、自然環境、社会経済にも大きな影響を及ぼすと考えられています。地球規模で深刻化する環境問題に対する関心の高まりとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄という従来の経済活動や生活様式を見直す動きが広がっています。このような中、山麓に広がる本市には、山の緑や身近なまちの緑を守るための取組を継続し、豊かな自然環境を保全するとともに、ごみの発生抑制や省エネの徹底、自然エネルギーの導入など環境に負荷をかけない暮らしを実践することにより、「都市生活と自然が共生する」社会を構築することが求められています。

削除: 二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」をめざし、

#### 4．少子高齢化と人口減少

わが国では、少子化、高齢化が世界でも類を見ないほど急速に進行しており、21世紀の半ばには、日本の総人口は約2割減少し、3人に1人が65歳以上になると予想されています。人口減少が進むと、これまで一定の人口により支えられてきた施設やサービス、経済活動などの水準を維持できなくなる可能性があります。本市では開発プロジェクトによる人口流入が見込まれますが、その定着のためには、子育て支援策や教育環境を充実させることによって、子育て世代が「箕面に住んでみたい、住みやすい、住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組んでいく必要があります。一方、既成市街地では高齢化が進むと推測され、それに対応した、高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりなど新しい魅力づくりが求められています。

#### 5．価値観の多様化と地域社会文化

国際化や情報化、システム化が進み、人々がさまざまな選択を自由に行うことができる社会環境になり、「物質的な豊かさ」から「精神的な豊かさ」への志向の変化や個人を大切にするライフスタイルを重視する傾向の高まりなど価値観の多様化が進んでいます。このような中、誰もがいつでも、生涯を通じて学び、自己実現できる環境作りが必要です。地域においては、興味・関心を同じくする市民同士のネットワーク化が進み、ボランティア活動に参加する市民も増えてくると考えられます。やさしさ・ぬくもり・思いやりの心で人と人とが交流しあい、一人ひとりが大切にされていると実感できる地域社会の新しい文化を培うことが求められています。

#### 6．地方分権の進展と地域経営

地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や「三位一体改革」などによる地方分権の進展によって、自治体の行財政運営の自由度が高まり、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿ったまちづくりをさらに進めることが求められています。自己決定と自己責任による行財政運営を進めるためには、市と市民が、情報の共有に基づき、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力する協働のまちづくりの推進とともに、地域の課題は地域で解決していくための仕組みづくりが求められています。

#### 7．財政状況の深刻化と経営改革

地方財政は、長引く景気低迷や社会保障関係費の増加などにより、深刻な状況が続いています。本市においても、税構造の特性から税収入などの経常一般財源が大幅に減少するなど、極めて厳しい状況となっています。毎年度の財源不足を解消し基金に頼らない行財政運営を持続していくためには、市税等の収入の増加を図るとともに、総花的な行財政運営ではなく、将来に向けた重要政策に重点的に資源を配分するなど効率的な自治体経営が求められています。

削除: 滞納対策の強化や市が所有する資産の利活用、広告収入などによって

削除: 子育て、福祉、防災、公共交通整備などの

## 第2節 まちづくりの基本となる考え方

1997年(平成9年)に制定された「箕面市まちづくり理念条例」には、「市民」こそがまちづくりの主体であり、市民相互に協働するとともに、市と協働して「健康と福祉」「文化創造」「環境との調和と共生」「自然との調和」「多世代の共生」「安全」のまちづくりを推進することが謳われています。

大きく変化する社会情勢や難しい課題を抱えるこれからの時代にあって、市民・行政・議会の共有財産である本市のこの理念を、自立的に“箕面のあした”を創造するためのまちづくりの基本原則として、より一層尊重していくことが求められています。

本市の誇りであるこの理念をもとに、次の2つの基本となる考え方を第五次箕面市総合計画の「基本方針」として位置づけ、箕面らしいまちづくりに取り組みます。

**「箕面の魅力アップ」**が、「箕面のあした」の基本テーマです。

箕面は緑豊かな住みよいまちです。「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」という評価を高めることが、都市間における本市の位置付けの向上、ひいてはまちの発展につながります。日本の社会が大きく変わるこれからの時代、まちの魅力づけが、ますます重要な意味を持ってきます。

地域経営の好循環を生み出すのは、「箕面の魅力アップ」です。地域資源を活用し、まちの魅力を高めることが、住民の定着、若い世代の流入を促し、安定した人口規模のまちとして都市基盤を維持するとともに、地域人材・財源の確保、本市の宝を継承していくための地域資源の増加を導きます。

**「自助」・「共助」・「公助」**の役割分担が、「箕面のあした」をつくります。

自立した地方自治のまち・箕面が求められています。「私たちのまちは、私たちがつくる」という市民主体意識の盛り上がり、「箕面のあした」をつくる原点です。そのため、下記の3つの考え方「自助」・「共助」・「公助」を、箕面のまちの役割規範と定め、行政、議会はもとより、市民、地縁団体やNPOなどの市民活動団体、公益団体、事業者などすべての主体者が、まちづくりの担い手として参加・参画することが重要です。

**「自助」**：自らできることは自らが担おうという考え方

社会をよくするために、市民一人ひとりができることを行います

**「共助」**：役割分担をしながら共に助け合おうという考え方

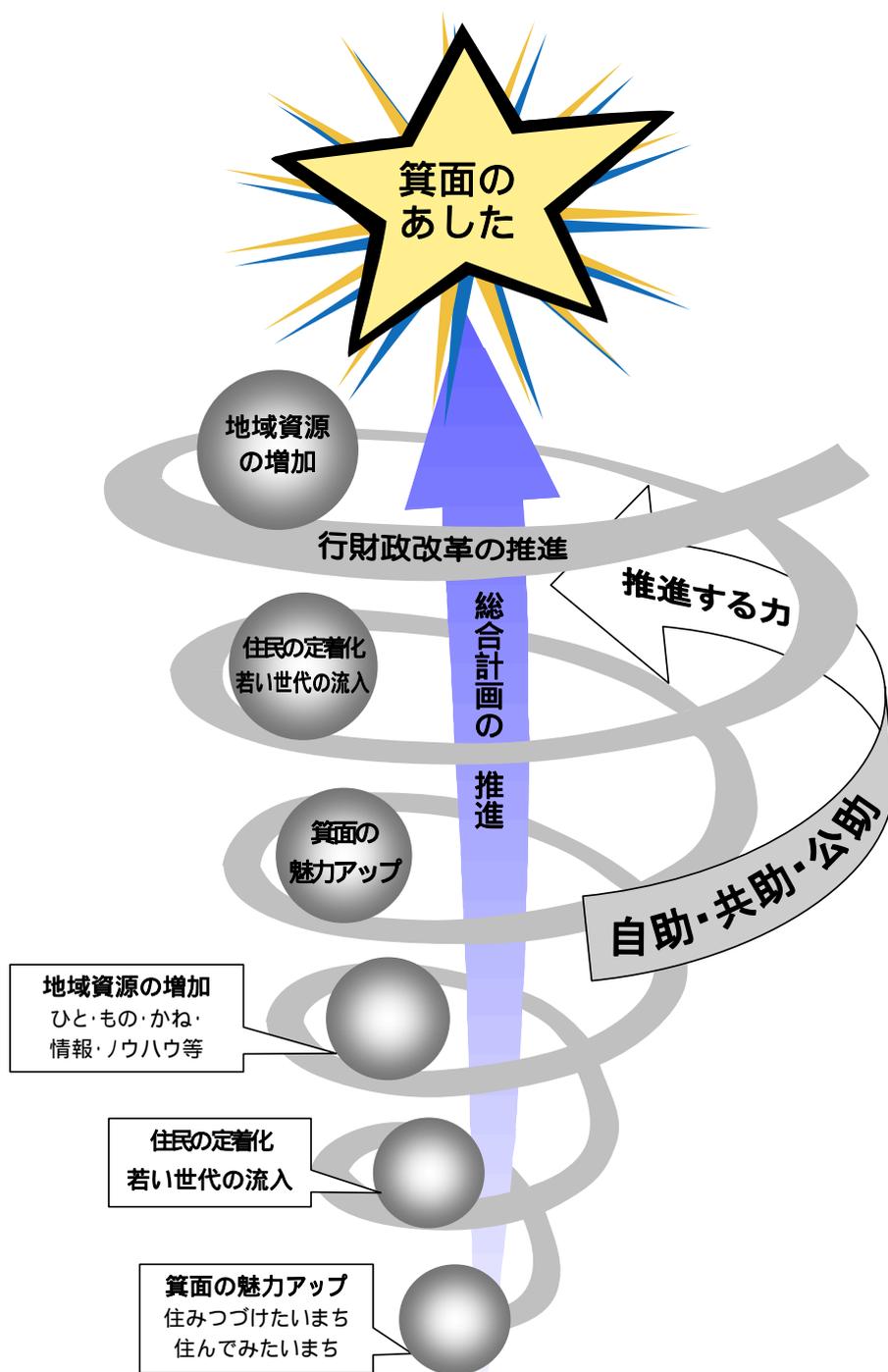
市民相互の連帯や市民と行政との協働を進めます

**「公助」**：行政の仕組みを通して、助け合おうという考え方

個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政が市民一人ひとりを支えます

削除: 山すそに広がる

\* これからの時代に必要な好循環（スパイラルアップ：らせんの上昇）の構図



## 第3章 将来都市構想

### 第1節 将来都市像（「わがまち・みのお」の姿）

第五次箕面市総合計画において、めざすべき将来都市像（「わがまち・みのお」の姿）を以下のとおり設定します。

#### ひとが元気、まちが元気、やまが元気

～みんなでつくる「箕面のあした」～

～将来都市像に込めた想い～

「わがまち・みのお」は、いつまでも「活力」を保ち続けるまちでありたいものです。高齢化社会、都市基盤の老朽化、中心市街地の活力低下、時代とともに失われてきた自然環境など、「ひと」「まち」「やま（自然環境）」に関するさまざまな社会課題をプラスに変える、「元氣な箕面」こそ求められる都市像です。

そこで、「ひとが元気」に、高齢者と若い世代の交流など市民がお互いにかかわりあいながら、一人ひとりがそれぞれのスタイルで、健康的に安心してこころ豊かに暮らす“元氣生活”を、「まちが元気」に、公共施設や医療、商業・サービス業など、“市民の生活を支える各機関の変わらぬ活力”を、「やまが元気」に、“箕面の豊かな自然との共生”を、象徴します。

“みんなでつくる「箕面のあした」”には、“常に明日を向いて、私たちのまちは、私たちみんなでつくる”という強い意志を込めています。みんながまちのあしたを想い、自助・共助・公助によるまちづくりを進めることにより、「緑豊かな住みよいまち」箕面の魅力を、次世代にも引き継いでいきます。

削除：山すそに広がる

## 第2節 将来人口

この総合計画の目標年度である2020年度(平成32年度)における将来人口は、おおむね13万7千人と想定します。

日本の総人口は2005年(平成17年)に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、国勢調査の結果では、わが国の人口は減少局面に入りつつあることが明らかになっています。

本市においても、少子化の進行や近年の社会動態が今後とも継続していくことを前提とした場合、既成市街地の人口は減少傾向にあります。

しかし、小中一貫校など子育て環境の整備充実によって、箕面の魅力を高め、新市街地を中心に子育て世代など若年層を呼び込むという政策効果を考慮し、2022年度(平成34年度)までは人口増加が継続すると想定します。

ただし、今後の社会経済状況によっては、箕面新町、彩都、小野原西地区の開発プロジェクトでの住宅供給計画や消費者の動向に影響を与え、人口増減を決定する要因である社会移動(転入および転出)を大きく左右することから、適宜人口推計の見直しを行うとともに、効果的な施策を展開していきます。

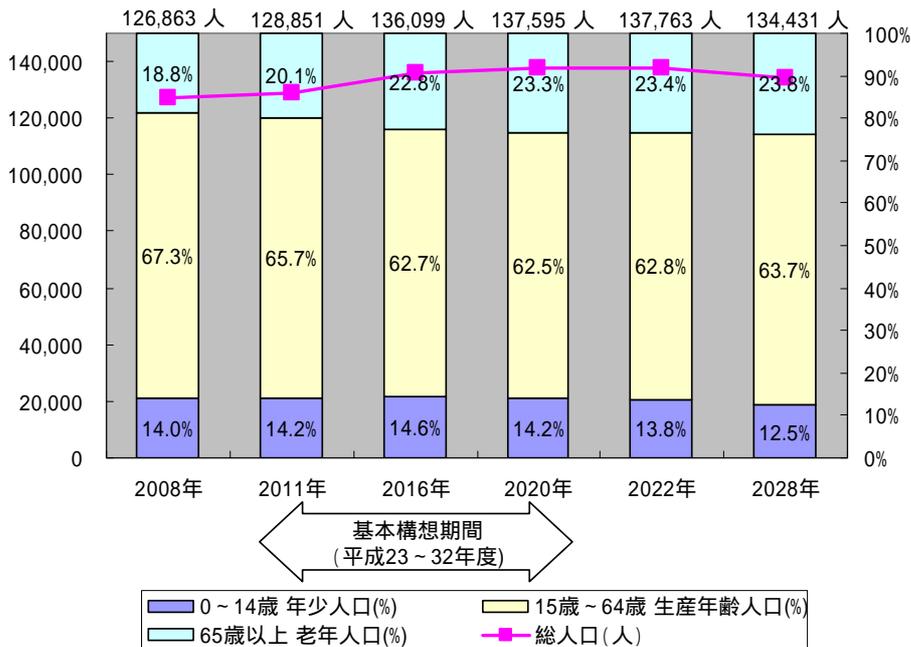
削除: 行った人口推計では

削除: が、

削除: 新市街地

削除: いう予測になってい

総人口及び人口構成比率(3階層別)の推計



## 第4章 まちづくりの目標と基本方向

めざすべき将来都市像（「わがまち・みのお」の姿）を実現するため、以下の5つの目標の達成をめざします。また、これらの5つの目標を達成するために、18の「まちづくりの基本方向」に沿ってまちづくりを進めます。

### 目標1. 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

- (1)健康は自分で守り、頼れる医療をつくります
- (2)誰もが明るくいいききと安心して暮らします
- (3)みんなでまちの安全・安心と潤いをつくります
- (4)みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

### 目標2. 子どもたちの夢が育つまち

- (1)人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります
- (2)子どもたちを、地域ではぐくむまちづくりをめざします
- (3)子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます
- (4)生涯にわたって学び、学びを活かせるまちをつくります

### 目標3. 環境共生さきがけのまち

- (1)みんなで環境にやさしい生活を進めます
- (2)市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります
- (3)交通基盤、交通サービスを拡充し、人と環境にやさしいまちをつくります

### 目標4. 「箕面らしさ」を活かすまち

- (1)豊かな自然環境を守ります
- (2)歴史・文化を後世に伝えていきます
- (3)住まい・まちなみ景観を大切にします
- (4)新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

### 目標5. 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

- (1)地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります
- (2)市民の活動相互の連携を強化し、~~公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化~~していきます
- (3)市民とともに行政は無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

削除: 公益

削除: 新たな公共の担い手については、

削除: 市民と行政が協働して開拓

## 第1節 目標1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

すべての市民が安全・安心を感じ、いきいきと働き、暮らすことのできる活気のあるまちをつくります。

健康寿命を延ばすために生活習慣の改善をめざし、市民と行政の協働により広く健康の維持・増進が実感できるような健康づくりや介護予防などに取り組みます。また、市立病院は、近隣病院やかかりつけ医との連携の推進や救急医療の充実に努め、地域の中核病院として信頼される良質な医療を提供します。

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、介護・福祉サービスの充実に努めるとともに、住民同士の支え合い活動を支援します。また、地域の社会資源の有機的な連携による効果的なネットワークを構築します。

防犯・防災パトロールなどのまちの見守り活動が地域に広がり、誰もが助け合う潤いのあるまちづくりをめざし、市民と行政は一体となり災害対策を進めます。消防力の充実に努めるとともに地域の支え合い・助け合いを促進することにより、交通事故や犯罪の低減を図り、安全・安心のまちづくりを進めます。

削除: 交通や防犯など、まちの安全・安心を守ります

地域の雇用環境を整備するとともに、市内における起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やします。就職困難者に対しては、就労相談を中心に関係機関と連携することにより多面的な支援を行い、すべての市民が働く権利を実現できるまちをめざします。

消費者の利益を守り豊かな暮らしを支えるため、消費者相談の充実に努め、健全な消費生活の推進と消費者保護を実現できるまちをめざします。

### 目標達成のための基本方向

#### (1) 健康は自分で守り、頼れる医療をつくります

- ・食生活の改善や運動習慣の確立などの健康増進計画（「健康みのお21」）などを通じた健康づくり運動により、健康寿命の延伸をめざします。
- ・「かかりつけ医」を持つ市民の割合が増加し、安心して医療機関に受診できることをめざします。
- ・市立病院は医師の確保に努め、24時間の救急医療体制を維持するとともに、経営改革を進め、地域に良質な医療を提供します。

削除: の

削除: や救急医療の充実ににより

#### (2) 誰もが明るくいいきと安心して暮らします

- ・介護保険や市の高齢者施策の制度理解、公的サービス以外のサービスの利用促進に資する講座、地域への出前説明会等を通じ、参加者や家族からの要望、提言を汲み上げ施策に反映していきます。
- ・地域住民やボランティアなどが行う見守りや支え合い等の自主的な活動を行政及び専門相談機関が一体となって支援する仕組みを構築します。

削除: の

削除: や

削除: 地域において

削除: と

削除: 、

- ・ 障害者についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

(3) みんなでまちの安全・安心と潤いをつくります

- ・ 誰もが安心して暮らせるように、災害に強いまちづくりの推進と危機管理体制の整備を進めるとともに、自治体間の広域連携を進めます。
- ・ 様々な災害等から市民の生命・財産を守るため、消防・救急体制の充実・整備を図るとともに市民と連携して消防行政の推進をめざします。
- ・ 人命尊重を第一に考え、大きな社会的・経済的損失をもたらす交通事故の減少に向けて市民の暮らしの変化に応じた交通安全施策を進めます。

削除: ・すべての人が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に補い・助け合い、協働することにより、潤いをもたらし、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

削除: 一体となった

(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

- ・ 事業主を中心に雇用対策と勤労者福祉に関する制度の周知に努め、雇用環境の整備を図ります。
- ・ 商工会議所等と連携し、起業支援や事業開拓支援などを行うことによって、地域の雇用機会の増加を図ります。
- ・ 職業安定所や大阪府、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就職困難者等の就労を支援します。
- ・ 消費生活センターにおいて専門相談員による相談業務を実施します。
- ・ 新技術、新製品、新商法等に伴い発生する新たな被害情報についての迅速できめ細やかな情報収集・提供を行います。

## 第2節 目標2 子どもたちの夢が育つまち

すべての市民が、国籍・性別・年齢・障害の有無などによって差別されることのない、人権尊重を基軸とした多様な価値観や多文化が共生する地域社会を形成するため、国際的な交流や外国人市民の日常生活の支援、男女協働参画社会の実現に向けた環境づくりをさらに進めます。

子育ては、家庭を基盤としながら社会全体の課題としてとらえ、仕事と家庭の両立支援施策の充実や、家族が孤立しないよう、相談窓口や交流の場に関する情報提供に努めます。また、虐待予防の取組を進めるとともに、市民・行政による地域ネットワークづくりや、子どもたちが安全かつ豊かに育つ環境づくりに取り組み、子どもも大人も、ともに育つまちをめざします。

子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを支援し、生きる力をはぐくむための教育を推進するとともに、幼稚園・保育所・学校と家庭・地域がより一層連携した特色ある教育活動を進めます。また、子どもたちや学校にかかわるすべての人々にとって、安全で快適な教育環境の整備に努めます。

市民が自主的に学び、交流する学習、スポーツ機会の保障を図るとともに、地域の課題や社会的な課題を発見、学習する機会を充実させます。また、学んだことを地域社会で活かす取組を支援します。そのことにより、地域社会の多様性、つながり、支えあいを生み出し、新たな文化創造を進めます。

### 目標達成のための基本方向

#### (1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります

- ・すべての人が、一人の人として等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします。
- ・外国人市民の人権が尊重されたコミュニティの醸成に努めます。
- ・男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざします。

#### (2) 子どもたちを、地域ではぐくむまちづくりをめざします

- ・家庭における子育てを多面的に支援します。
- ・地域の人と子育て世代の交流などコミュニティの活性化を促進し、子育てを支援します。
- ・ひとり親家庭や共働き家庭の保護者が安心して働ける子育て環境を整えます。
- ・子育てに関する情報を提供し、相談できる場を確保します。
- ・地域ネットワークのなかで、子どもの安全、親の子育てを支援します。

#### (3) 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます

- ・子どもたち一人ひとりを大切にしたいきめ細かい教育に系統的に取り組みます。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの教育を推進します。

( 4 ) 生涯にわたって学び、学びを活かせるまちをつくります

- ・市民の自主的な生涯学習、スポーツ活動を振興します。
- ・地域課題、社会的課題の発見、学習機会を充実します。
- ・学習成果を地域で活かす取組を進めます。

### 第3節 目標3 環境共生さきがけのまち

地球温暖化をはじめとする環境問題は、今を生きる私たちだけでなく、私たちの子孫にも関わる人類最大の課題です。身のまわりの環境から、地球環境までに対する深い認識を持ち、環境にやさしいライフスタイルへ率先して転換していくなど、環境への負荷を低減するまちづくりにむけて、すべての市民・事業者・行政が力を合わせて持続可能な取組を進めます。

環境にやさしい循環型のまちとするために、学校、地域、事業所での環境教育や交流活動などを通じて、環境に配慮した生活や事業活動の普及を進め、電気・ガス・水道などの省エネルギー・省資源を推進し、経済的にもメリットがあり、環境にもやさしい生活や活動を広げます。

市民生活や事業活動の中で、~~廃棄物となるものは、発生源で抑制し、併せて減量し、再利用し、再資源化するなどの取組を進めます。そのうえで、やむを得ず廃棄物となるものは、適正に処理します。~~

削除: 将来、

削除: 廃棄物を

市街地では、~~緑化や緑地の保全を進め、ヒートアイランド対策としての効果を高めるほか、緑や自然エネルギーなどを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進を図るなど、地球温暖化の抑制に寄与し、快適で環境にやさしいまちづくりを進めます。また、雨水の活用や水辺環境の保全による潤いのあるまちづくりを進めるとともに、環境に配慮しながら上水道の安定供給、下水道（汚水・雨水）の適切な排水を進めます。~~

削除: の

削除: 市街地における

自家用車への依存度が高いことから、公共交通への転換や低公害車など環境にやさしい交通手段の普及を進め、併せて、歩行者・自転車の安全や円滑な自動車交通のための道路ネットワークの整備や保全に取り組みます。市民の高齢化が進むなかで、自動車による環境負荷を軽減するためにも、市内の移動が容易にできるバス路線網の整備などバスの利便性向上を図るとともに、都心へのアクセス強化等にも寄与する鉄道延伸など公共交通の充実に取り組みます。広域的な交通基盤の整備にあたっては、環境への配慮に十分留意するとともに、過度な財政負担とならないよう、慎重に取り組みます。

#### 目標達成のための基本方向

(1) みんなで環境にやさしい生活を進めます

- ・省エネ行動、自然エネルギーの利用を進め、環境にやさしい暮らしを広げます。
- ・ごみの減量と再資源化を進めます。

(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

- ・まちの緑を守り、環境共生型のまちづくりを進めます。
- ・雨水の活用などにより、健全な水循環再生を進めます。

(3) 交通基盤、交通サービスを拡充し、人と環境にやさしいまちをつくります

- ・公共交通の利用を促進し、マイカー依存を軽減します。
- ・北大阪急行線の延伸やバスの利便性向上に取り組みます。
- ・人にやさしい道路を充実し、安全で円滑な交通を確保します。

## 第4節 目標4 「箕面らしさ」を活かすまち

箕面大滝を含む「明治の森箕面国定公園」を核とした緑豊かな自然環境、市域を流れる河川、市街地に残る農地、ため池、里山などは、本市を特徴づける大きな要素で、住宅都市、観光都市としての本市の発展を支えてきました。

削除: みどり

市民、事業者、行政は、これらの魅力と価値を改めて認識し、これからの箕面にふさわしい自然環境、歴史や文化、住環境、まちなみ景観、観光や産業に磨きをかけて、個性のあるまちづくりを創造し、「箕面らしさ」としてこれを次世代へ引き継いでいきます。

削除: あらためて

山間・山麓部の緑は、山なみ景観、動植物の保全など、多面的な機能を果たしており、今後も、国や府との連携を綿密にするとともに、山林所有者の協力のもと、市民、事業者、行政が協働して森づくりを進め、山間・山麓部に対する親しみと誇りを醸成しながら、質の高い自然環境を維持します。

また、緑豊かな自然環境など本市の特徴を活かした住環境とまちなみ景観の維持、向上のため、市民、事業者、行政それぞれが自らの役割を果たすとともに、「住環境を自らが守り育てる」という意識を共有し、互いの協力のもとに地域特性に応じた取組を進めるなど、多くの市民が望む「落ち着いて暮らせるまち」としての充実をめざします。

山岳信仰の場として知られる名勝箕面山をはじめ、市内各地には豊かな歴史や伝統を後世に伝えていくために、市民が箕面の歴史や文化について知り、触れる機会を作るとともに、地域と協力して伝統的な行事などが引き継がれるように取り組みます。また、市民の自主的な文化活動が新しい箕面の文化として定着し、発展していくように支援します。

削除: が残っています。伝統や文化は時代や人によって育まれていくものであり、それら

削除: も、また、そこから新たな文化が発展していくためにも

また、歴史的な建造物や街道など魅力的な地域資源の価値を再発見し、市民と行政が協力して磨きあげていくことで、観光客の集中する秋の紅葉の時期だけでなく、年間を通じた観光まちづくりを進めます。

削除: 市民や

農業については、農業者だけでなく、市民、事業者、行政が協力・支援する体制を充実させ、地産地消の土壌づくりを進めます。商店街をはじめとする地域商業の活性化のために、地域の農産物や特産物をはじめ、地域の特性を活かした魅力のある商品やサービス、店舗づくりを進めるとともに、市民と商業者が支え合う関係を支援します。産業の振興については、産官学の連携による学術研究機関やバイオ関連産業など、環境負荷の少ない企業の誘致を彩都や箕面森町をはじめ、市域各地の特性や立地環境を活かして進めます。

削除: 市域の

### 目標達成のための基本方向

#### (1) 豊かな自然環境を守ります

- ・山、川、緑の自然環境を大切にす意識を高め、市民、事業者、行政の協働による保全活動を広げます。

#### (2) 歴史・文化を後世に伝えていきます

- ・市民が箕面の歴史・文化に誇りを持ち、子どもたちに伝えていきます。
- ・市民の自主的な文化活動が新しい箕面の文化として定着するよう支援していきます。

(3) 住まい・まちなみ景観を大切にします

・景観に配慮した美しいまちなみや住環境を守り育てていきます。

・生活環境が整い、落ち着いて暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

・観光資源を増やし、四季を通じて快適で魅力ある観光地とします。

・地域の特性を活かし、サービスの魅力を向上させる取組を進め、商店街に活気を取り戻します。

・市民、事業者、行政が協力して、地産・地消を活発化します。

## 第5節 目標5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

これからは、誰もが主体的に公共を担い、あらゆる課題や情報を共有しながら、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を持ち、魅力のあるまちづくりを進めていく必要があります。

地域社会では、都市化や核家族化の進行によって、隣近所など人と人との繋がりが希薄になり、従来形成されていた地域コミュニティのもつ互助機能が弱まりつつあります。地域コミュニティを高めるために、様々な主体が連携し、助け合って地域づくりを進めます。そして、小学校区程度の地域を単位として、多様な主体が参画し、地域課題を集約し解決していく仕組みを市民とともに構築します。

また、多くのNPOやボランティア団体等がそれぞれの主体性や自立性を保ちながら、総合力を発揮できるよう市民活動団体が相互に連携を強化します。こうした公益市民活動を行う団体のネットワークを活用し、行政と対等な関係（パートナーシップ）を通じて、行政だけでなく地域で活動する様々な主体がまちづくりを担う仕組み（新たな公共）を確立していきます。さらに、こうした活動を地域で担う人材を市民と行政が協力して育て、元気な箕面のまちの実現に取り組みます。

将来にわたって輝き続けるまちとなるよう、厳しい財政状況を踏まえ、経営の健全化を進めます。行政は、いままで担ってきた業務を見直し、市民ができることは市民が担い、市民と協働でできることは協働で担う仕組みを整備したうえで、行政は行政でなければできない機能に集中して、一層の効率化を進めます。

### 目標達成のための基本方向

(1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります

- ・自治会活動をより一層活性化し、隣人同士の助け合いの輪を広げていきます。
- ・地域の課題は地域コミュニティの各団体が協力して解決していきます。
- ・地域のビジョンや計画を策定し、地域主導で住民自治を進めていきます。

(2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化していきます

- ・多くの市民がNPOやボランティア活動に参加できるような社会基盤の整備を進めます。
- ・公益市民活動団体の組織化、自立化を進めていきます。
- ・公益市民活動団体相互間のネットワークを強化していきます。

(3) 市民とともに行政は無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

- ・市役所の業務をより一層効率化し、組織も人もスリム化します。
- ・市民の意見をより一層政策形成の過程に反映していきます。
- ・財政の状況をわかりやすく報告し、市民の理解を得て行財政運営の効率化を進めます。

削除: 市民公益

削除: また

削除: 担い

削除: が活力を取り戻し

削除: 和

削除: 公益

削除: 新たな公共の担い手については、

削除: 市民と行政が協働して開拓

削除: 公益活動

削除: してい

削除: 進めて

削除: が

削除: され

削除: ていき

削除: 市政

削除: が

削除: されるように説明していきます

## 第5章 基本構想実現のために

### 第1節 参加と協働のまちづくりに関する方針

住みよいまちづくりのために、以前は家庭や地域で解決していた個別的、地域的な課題を、社会経済情勢の変化の中で、公共サービスとして行政が担うようになり、少子高齢化の進展などから、その領域は更に拡大してきています。しかし、厳しい財政状況もあり、防犯、防災、介護、子育て、ごみの分別・リサイクルなどの課題のすべてに市が対応していくことは困難な状況にあります。

地方分権の流れの中で、自己決定と自己責任を基本とする自立した行財政運営を進めるためには、地域の課題を身近に感じ、よく知る市民一人ひとりのまちづくりへの参加と、市、地縁団体やNPOなどの市民活動団体、公益団体、事業者など多様な主体が公共サービスを共に担う「協働のまちづくり」をさらに進めることが必要です。また、多様な主体が、開かれた自由な議論を通して、自分たちにとってよりふさわしい公共を創造していくことが今後重要になってきます。

これらを実現するために、次のような取組を進めます。

市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての意識を持ち、まちづくりへの市民参加の機会を利用して意見を述べたり、地域活動に参加するなど、積極的に取り組みます。

市と市民は、お互いの立場や特性を理解した上で、対等の立場で話し合い、力を出し合う機会を作ります。また、協働の取組やその成果を広く市民に公表します。

市は、市政に市民の意見を反映させるため、施策の企画立案、実施、評価の各過程において市民が参加する機会を広げ、その情報は各種媒体を通して広く市民に伝えます。

市は、市民が市民活動・地域活動に参加しやすくするため、情報提供を行うとともに、市民団体等の活動を促進するためのさまざまな支援の方法を検討します。

## 第2節 新たな地域経営に関する方針

少子高齢化・低成長社会において、地方分権時代にふさわしい活力あるまちづくりに向けた基本的な取組の一つが協働のまちづくりであり、もう一つが行財政改革です。両者は、「誰が担うのが最適でありかつ効率的、効果的であるか」という、公共の役割分担の点でかかわり合う課題です。

本市では、2003年(平成15年)2月に「箕面市経営再生プログラム」、2006年(平成18年)3月に「箕面市集中改革プラン」を策定し、様々な改革に取り組んできました。しかし、歳入面では、国の三位一体改革による税収減など恒久的な減収が見込まれるとともに、歳出面では、公共施設の維持管理や耐震化、既存制度による支出増、新たな市民ニーズへの対応も含めて、今後、極めて厳しい財政見通しとなっています。経営資源(ヒト、モノ、カネ、ジカン)の有限性を強く認識したうえで、今後も「スリムで変化に強い行政経営」と「持続可能な財政構造」に向けた改革を進め、効率性の高い行政サービスの実現を図るため、次のような取組を進めます。

RESEARCH(現状把握)・PLAN(計画)・DO(実施)・CHECK(評価)・ACTION(対応)のR P D C Aマネジメントサイクルを経営の基本として、すべての施策の達成すべき目標を明らかにし、その成果や実績などを有効性と効率性の観点から総合的に評価します。また、R P D C Aの各段階において市民参加の機会を増やします。

業務改善・再構築の取組や市民との協働、近隣自治体との広域連携などを進め、業務の効率化と実効性を高めます。

市の財政状況を市民にわかりやすく公表し、情報を共有することにより、市民は協働の担い手としての意識を高め、市は、経営改革の推進への市民参加を進めます。

削除: 検討し